確　約　書

長袋洋（以下「甲」という。）及び科研製薬株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する２０２３年７月７日割当予定の乙株式５７，３１８株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である２０２３年７月７日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、東証の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

２０２３年７月７日

甲　（住　　所）神奈川県横浜市[redacted]

（名　　称）長袋　洋

乙　（住　　所）東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号
（名　　称）科研製薬株式会社
（代表者名）代表取締役社長　堀内　裕之

確　約　書

シャム・ニカム（以下「甲」という。）及び科研製薬株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する２０２３年7月７日割当予定の乙株式４０，４８７株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である２０２３年7月７日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、東証の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙は署名又は記名捺印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

２０２３年7月7日

甲　（住　　所）アメリカ合衆国ノースカロライナ州ケリー、[redacted]Cary, NC [redacted]USA)

（名　　称）シャム・ニカム(Sham Nikam)

Sham S. Nikam (signature)

乙　（住　　所）東京都文京区本駒込二丁目28番8号
（名　　称）科研製薬株式会社
（代表者名）代表取締役社長　堀内　裕之

確　約　書

上村尚人（以下「甲」という。）及び科研製薬株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する２０２３年７月７日割当予定の乙株式２２，５６６株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である２０２３年７月７日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、東証の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

２０２３年7月7日

甲　（住　　所）大分県由布市[redacted]

（名　　称）上村　尚人

乙　（住　　所）東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号
（名　　称）科研製薬株式会社
（代表者名）代表取締役社長　堀内　裕之

確　約　書

みやこ京大イノベーション投資事業有限責任組合（以下「甲」という。）及び科研製薬株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する２０２３年７月７日割当予定の乙株式８５，１７４株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である２０２３年７月７日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、東証の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

２０２３年7月７日

甲　（住　　所）　京都府京都市左京区吉田本町 36 番地１
京都大学国際科学イノベーション棟東館
（名　　称）　みやこ京大イノベーション投資事業有限責任組合
（無限責任組合員）　みやこキャピタル株式会社
（代表者名）　代表取締役　山口　哲史



乙　（住　　所）東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号
（名　　称）科研製薬株式会社
（代表者名）代表取締役社長　堀内　裕之

確　約　書

みやこ京大イノベーション２号投資事業有限責任組合（以下「甲」という。）及び科研製薬株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する２０２３年７月７日割当予定の乙株式３９，１７３株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である２０２３年７月７日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、東証の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

２０２３年7月7日

甲　（住　　所）　京都府京都市左京区吉田本町 36 番地１
京都大学国際科学イノベーション棟東館

（名　　称）　みやこ京大イノベーション２号投資事業有限責任組合

（無限責任組合員）　みやこキャピタル株式会社

（代表者名）　代表取締役　山口　哲史

乙　（住　　所）東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号
（名　　称）科研製薬株式会社
（代表者名）代表取締役社長　堀内　裕之

確　約　書

武田薬品工業株式会社（以下「甲」という。）及び科研製薬株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する２０２３年７月７日割当予定の乙株式６９，５４６株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である２０２３年７月７日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、東証の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

２０２３年7月７日

甲　（住　　所）東京都中央区日本橋本町二丁目１番１号
（名　　称）武田薬品工業株式会社
（代表者名）センターフォーエクスターナルイノベーション日本/APAC ヘッド
佐藤　真功

乙　（住　　所）東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号
（名　　称）科研製薬株式会社
（代表者名）代表取締役社長　堀内　裕之

確　約　書

SMBC ベンチャーキャピタル４号投資事業有限責任組合（以下「甲」という。）及び科研製薬株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する２０２３年７月７日割当予定の乙株式２８，４００株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である２０２３年７月７日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、東証の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

２０２３年7月7日

甲　（住　　所）　東京都中央区八重洲一丁目３番４号
（名　　称）　SMBC ベンチャーキャピタル 4 号投資事業有限責任組合
（無限責任組合員）　SMBC ベンチャーキャピタル株式会社
（代表者名）　代表取締役社長　佐伯　友史



乙　（住　　所）東京都文京区本駒込二丁目 28 番８号
（名　　称）科研製薬株式会社
（代表者名）代表取締役社長　堀内　裕之

確　約　書

SMBC ベンチャーキャピタル６号投資事業有限責任組合（以下「甲」という。）及び科研製薬株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する２０２３年７月７日割当予定の乙株式１３，０５２株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である２０２３年７月７日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、東証の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

２０２３年7月7日

甲　（住　　所）　東京都中央区八重洲一丁目３番４号
（名　　称）　SMBC ベンチャーキャピタル 6 号投資事業有限責任組合
（無限責任組合員）　SMBC ベンチャーキャピタル株式会社
（代表者名）　代表取締役社長　佐伯　友史

乙　（住　　所）東京都文京区本駒込二丁目28番８号
（名　　称）科研製薬株式会社
（代表者名）代表取締役社長　堀内　裕之

確　約　書

みずほ成長支援第 2 号投資事業有限責任組合（以下「甲」という。）及び科研製薬株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する２０２３年７月７日割当予定の乙株式８，５１９株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である２０２３年７月７日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、東証の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

２０２３年7月７日

甲　（住　　所）　東京都千代田区内幸町一丁目２番１号

（名　　称）　みずほ成長支援第２号投資事業有限責任組合

（無限責任組合員）　みずほキャピタル株式会社

（代表者名）　代表取締役社長　大町　祐輔

乙　（住　　所）東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号
（名　　称）科研製薬株式会社
（代表者名）代表取締役社長　堀内　裕之

確　約　書

みずほライフサイエンス第１号投資事業有限責任組合（以下「甲」という。）及び科研製薬株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する２０２３年７月７日割当予定の乙株式６，５３３株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である２０２３年７月７日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、東証の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

２０２３年7月７日

甲　（住　　所）　東京都千代田区内幸町一丁目２番１号
（名　　称）　みずほライフサイエンス第１号投資事業有限責任組合
（無限責任組合員）　みずほキャピタル株式会社
（代表者名）　代表取締役社長　大町　祐輔

乙　（住　　所）東京都文京区本駒込二丁目 28 番８号
（名　　称）科研製薬株式会社
（代表者名）代表取締役社長　堀内　裕之

確　約　書

おおいた中小企業成長ファンド投資事業有限責任組合（以下「甲」という。）及び科研製薬株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する２０２３年７月７日割当予定の乙株式６，９３９株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である２０２３年７月７日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、東証の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

２０２３年7月７日

甲　（住　　所）　大分市東大道一丁目９番１号
（名　　称）　おおいた中小企業成長ファンド投資事業有限責任組合
（無限責任組合員）　大分ベンチャーキャピタル株式会社
（代表者名）　代表取締役　渡邉　剛之

乙　（住　　所）東京都文京区本駒込二丁目28番8号
（名　　称）科研製薬株式会社
（代表者名）代表取締役社長　堀内　裕之

確　約　書

大分ＶＣサクセスファンド６号投資事業有限責任組合（以下「甲」という。）及び科研製薬株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する２０２３年７月７日割当予定の乙株式１，３５６株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である２０２３年７月７日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、東証の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

２０２３年７月７日

甲　（住　　所）　大分市東大道一丁目９番１号
（名　　称）　大分ＶＣサクセスファンド６号投資事業有限責任組合
（無限責任組合員）　大分ベンチャーキャピタル株式会社
（代表者名）　代表取締役　渡邉　剛之

乙　（住　　所）東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号
（名　　称）科研製薬株式会社
（代表者名）代表取締役社長　堀内　裕之

確　約　書

きぼう投資事業有限責任組合（以下「甲」という。）及び科研製薬株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する２０２３年７月７日割当予定の乙株式２，６１５株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である２０２３年７月７日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、東証の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

２０２３年7月７日

甲　（住　　所）　横浜市西区みなとみらい３丁目１番１号
（名　　称）　きぼう投資事業有限責任組合
（無限責任組合員）　横浜キャピタル株式会社
（代表者名）　代表取締役社長　田邉　俊治

乙　（住　　所）東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号
（名　　称）科研製薬株式会社
（代表者名）代表取締役社長　堀内　裕之

確　約　書

田中晃（以下「甲」という。）及び科研製薬株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する２０２３年７月７日割当予定の乙株式５，３５０株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である２０２３年７月７日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、東証の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

２０２３年7月７日

甲　（住　　所）田中晃
　　（名　　称）神奈川県平塚市[redacted]



乙　（住　　所）東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号
（名　　称）科研製薬株式会社
（代表者名）代表取締役社長　堀内　裕之

確　約　書

國枝香南子（以下「甲」という。）及び科研製薬株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する２０２３年７月７日割当予定の乙株式２，１０７株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である２０２３年７月７日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、東証の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

２０２３年7月７日

甲　（住　　所）神奈川県横浜市[redacted]

（名　　称）國枝香南子

乙　（住　　所）東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号
（名　　称）科研製薬株式会社
（代表者名）代表取締役社長　堀内　裕之

確　約　書

マデブ・デバララジャ（以下「甲」という。）及び科研製薬株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する２０２３年７月７日割当予定の乙株式１，５７７株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である２０２３年７月７日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、東証の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙は署名又は記名捺印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

２０２３年7月７日

甲　（住　　所）アメリカ合衆国 01720 マサチューセッツ州アクトン[redacted]
([redacted] Acton, MA [redacted] USA)
（名　　称）マデブ・デバララジャ
(Madhav Devalaraja)


(signature)

乙　（住　　所）東京都文京区本駒込二丁目 28 番８号
（名　　称）科研製薬株式会社
（代表者名）代表取締役社長　堀内　裕之

確　約　書

田中響平（以下「甲」という。）及び科研製薬株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する２０２３年７月７日割当予定の乙株式１，５７７株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である２０２３年７月７日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、東証の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

２０２３年７月７日

甲　（住　　所）東京都港区[redacted]

[redacted]

（名　　称）田中響平



乙　（住　　所）東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号
（名　　称）科研製薬株式会社
（代表者名）代表取締役社長　堀内　裕之